

富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金交付要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、地域活動の拠点である町内会館において、LED改修等を行うまたは行った町内会館に対し、その経費の一部を補助することにより、町内会館維持管理に対する支援を行うとともに、脱炭素化を図ることで、富谷市の目指す「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた一助となることを目的とする。
- 2 富谷市町内会館 LED改修等推進事業補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和61年富谷町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(実施期間)

- 第2条 この要綱の実施期間は5年とし、令和13年3月31日までとする。

(定義)

- 第3条 この要綱における用語の意義は、次項で定めるもののほか、規則における用語の例による。
- 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 町内会館 町内会が、集会等の活動の拠点として管理し、利用する施設。
 - (2) LED改修等 本要綱に基づき実施する以下の事業をいう。
 - ア LED照明改修事業
 - イ 省エネ型機器購入事業
 - ウ ソーラーパネル、ポータブル蓄電池購入事業

(補助事業者)

- 第4条 この要綱における補助事業者は、別表1に掲げる市内町内会とする。

(補助対象施設の要件)

- 第5条 補助対象施設の要件は、次の各号の基準に適合することとする。
- (1) 町内会館であること。
 - (2) 町内会総会の議決等、町内会の意思決定があること。
 - (3) 交付決定以降に、契約、発注を行っていること。
 - (4) 以前に本補助金の交付を受けたことがないこと。

(補助対象事業)

- 第6条 補助対象事業は、別表2に掲げる事業で、かつ、次の各号に掲げる全ての要件に該当するものとする。
- (1) 補助対象施設に省エネ型機器を導入し、常時当該町内会館において使用すること。
 - (2) 補助事業者が費用負担し、規則第12条第2項に定める日までに第13条に定める整備完了報告が完了する事業。

(補助対象経費)

- 第7条 補助対象経費は、前条に定める事業に要した経費のうち、次の各号に定める経費とする。
- (1) 導入機器本体の購入費及び設置工事費

- (2) 導入機器本体と一体として使用される付属設備の購入費及び設置工事費
- (3) その他設置に必要な経費
- (4) 既存機器の処分等に係る経費

2 補助対象経費において、次の各号に掲げるものは含まないこととする。

- (1) 各種補償・保険料、振込手数料
- (2) 既存設備等の劣化等に伴う修繕費
- (3) 購入時の値引き費用
- (4) 予備的又は将来に備えるための費用

(補助率及び補助限度額等)

第 8 条 補助率及び補助限度額は、別表 1 に定めるとおりとし、補助額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2 複数の補助対象事業を同時に申請する場合は、前項において算出した額の合算額を補助対象経費とする。

(補助金交付申請)

第 9 条 規則第 3 条第 1 項の規定により、補助事業者が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる必要書類を添えて、市長の定める日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 導入機器の設置を記した資料(平面図等)
 - (2) 導入機器について別表 1 の「補助対象機器の条件」を確認できる資料(製品カタログ、統一省エネラベルの写し等)
 - (3) 見積書及び見積内訳書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める資料
- 2 規則第 3 条第 2 項第 1 号に規定する事業計画書は、前項第 1 号及び第 2 号をもってそれに代えることとする。

(補助金交付決定等)

第 10 条 市長は、前条で定める申請を受理したときは、当該申請に係る書類の審査、及び必要に応じて行う現地調査等により審査を行い、補助を適当と認めたときは本補助金の交付を決定する。

2 規則第 6 条の規定による補助金の交付の通知については、交付決定通知書(様式第 2 号)により、不交付の場合は不交付決定通知書(様式第 3 号)により行うものとする。

(補助金交付申請の内容変更)

第 11 条 交付決定通知を受けた補助事業者は、交付決定通知を受けた後に補助金交付申請書の内容を変更しようとするときには、変更申請書(様式第 4 号)に変更の内容がわかる書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、交付決定金額の変更を伴わない軽微な変更の場合を除く。

(申請の取下げ)

第 12 条 規則第 7 条に規定する補助金交付申請の取下げ期間は、補助事業者が交付決定通知書の交付を受けた日から 15 日以内の日とする。

2 前項に規定する補助金交付申請の取下げをするときは、補助金交付申請取下届(様式第 5 号)

を市長に提出し、届出の受理により交付の決定はなかったものとみなす。

(整備完了報告等)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、整備完了報告書(様式第6号)及び補助金交付請求書(様式第7号)に必要な書類を添えて、市長が定める日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の整備完了報告書に添付する書類は次のとおりとする。

- (1) 補助事業に係る請求書の写し
- (2) 前号の請求内訳が分かる資料(請求内訳書、契約書の写し等)
- (3) 第6条に規定する補助対象事業の完了がわかる写真
- (4) その他市長が必要と認める資料

(補助金額の確定等)

第14条 市長は、前条で定める整備完了報告書を受領したときは、当該報告に係る書類の審査、及び必要に応じて行う現地調査等により審査を行い、適当と認めるときは、補助金交付額確定通知書(様式第8号)により補助金交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金交付額の確定後、速やかに補助金を支出するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他の不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を交付の目的以外に使用しようとしたとき。
- (3) 補助金を受け、導入した機器を第三者に貸与、譲渡、交換、担保に供しようとしたとき。
- (4) 第12条第2項の取下届(様式第5号)を提出し、市長が受理したとき。
- (5) 交付した補助金に余剰が発生したとき。
- (6) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付を受けた補助事業者に対し、前項の規定により補助金交付決定を取り消した場合は、納付期限を定め、補助金の全部又は一部について、補助金返還請求書(様式第10号)により返還を求めるものとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この実施に必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1 補助事業者（第4条関係）

熊谷、町上、町中、町下、一ノ関、三ノ関、太子堂、原、大童、大亀、石積、ひより台一丁目 ひより台二丁目、富ヶ丘南部、富ヶ丘北部、あけの平一丁目、あけの平二丁目、あけの平三丁目 大清水一丁目、大清水二丁目、日吉台一丁目、日吉台二丁目、日吉台三丁目、杜乃橋一丁目 東向陽台第一、東向陽台三丁目、東向陽台三ノハイツ、明石台第一、明石台第二、明石台第三 明石台第五、明石台第六、明石台第七、上桜木、成田第一、成田第二、成田第三
--

※ 新築や建替え時に、市の予算により LED 照明改修が完了している町内会を除く

別表2 補助対象事業（第6条関係）、補助対象機器の条件、補助率及び補助限度額（第8条関係）

補助対象事業	補助対象機器の条件	補助率	補助限度額
LED 照明導入事業	(1)LED 照明器具 ・ つり下げ形、直付け形、埋め込み形又は壁付け形で、天井や壁面に直接設置する器具（卓上形等、持ち運び可能な器具は対象外） ・ 資源エネルギー庁が定める「省エネ基準達成率」が 100%以上の製品 (2)電球型 LED ランプ ・ 既存の照明器具に適合する LED ランプへの交換 ・ 資源エネルギー庁が定める「省エネ基準達成率」が 100%以上の製品	補助対象経費の 10/10	40 万円
省エネ型機器導入事業	(1)エアコン (2)テレビ (3)電子レンジ (4)炊飯器 (5)電気冷蔵庫 (6)電気冷凍庫 (7)ストーブ (8)電気便座 (9)パソコン (10)プリンター (11)複写機（コピー機） (12)DVD レコーダー (13)複合機（コピー、プリンター、スキャナー、FAX などを集約したもの） ※ 資源エネルギー庁が定める「省エネ基準達成率」が 100%以上の製品		
ソーラーパネル、ポータブル蓄電池購入事業	(1)ソーラーパネル ・ 原則、発電した電気を会館または会館内で使用すること ・ 敷地内に設置された定置型または、持ち運び可能な簡易型のどちらも対象とする (2)ポータブル蓄電池 ・ 原則、蓄電した電気を会館または会館内で使用すること		

富谷市長 あて

【申請者】

町内会名

代表者氏名

代表者住所 富谷市

電 話

補助金交付申請書

富谷市町内会館LED改修等推進事業補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては要綱を遵守します。

申請する補助種別	LED照明の導入
	省エネ型機器の導入
	ソーラーパネル、ポータブル蓄電池購入

会館名称	会館
会館所在地	富谷市

設備導入費 ①	円（税込）
補助金 ②	円（上限40万円）
町内会が負担する金額 （①－②）	円

整備着手予定	令和 年 月 日
整備完了予定	令和 年 月 日

確認：次の内容を必ず確認の上、 <input checked="" type="checkbox"/> チェック印をご記入ください	
	今回申請する整備内容、整備に係る費用、及び当該補助金申請について、総会など団体において定められた方法により、会員の合意を確認しています。
	以前に本補助金の交付を受けたことはありません。

【添付資料確認】

	(1) 導入機器の設置位置を記した資料（平面図等）
	(2) 導入機器について要綱別表1の「補助対象条件」を確認できる資料（製品カタログ、仕様書の写し等）
	(3) 見積書及び見積内訳書の写し
	(4) その他（ ）

様式第 2 号（第 10 条関係）

富谷市（総）指令第 号

住 所 富谷市

氏 名

富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金については、要綱第 10 条の規定により下記条件を付けて金 円を交付します。

年 月 日

富谷市長

(交付の条件)

様式第 3 号 (第 10 条関係)

富谷市 (総) 指令第 号

住 所 富谷市

氏 名

富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金については、下記の理由により不交付としましたので通知します。

年 月 日

富谷市長

(交付しない理由)

令和 年 月 日

富谷市長 あて

【申請者】

町内会名

代表者氏名

代表者住所 富谷市

電 話

補助変更申請書

令和 年 月 日 富谷市（総）指令第 号をもって交付決定のありました富谷市町内会館LED改修等推進事業補助金に係る事業計画について、次のとおり変更したいので申請します。

1. 変更の内容

変 更 前	変 更 後

2. 変更の理由

--

【添付資料確認】

・変更内容がわかる書類

令和 年 月 日

富谷市長 あて

【申請者】

町内会名

代表者氏名

代表者住所 富谷市

電 話

補助交付申請取下届

令和 年 月 日 富谷市（総）指令第 号 をもって交付決定のありました富谷市町内会館LED改修等推進事業補助金については、要綱第12条第2項に基づき申請の取下げをします。

会館名称	会館
会館所在地	富谷市
交付決定 通知書番号	令和 年 月 日 富谷市（総）指令 号
取下げ理由	

【添付資料確認】

・交付決定（変更決定）通知書の写し

令和 年 月 日

富谷市長 あて

【申請者】

町内会名

代表者氏名

代表者住所 富谷市

電 話

整備完了報告書

令和 年 月 日 富谷市（総）指令第 号 をもって交付決定のありました富谷市町内会館LED改修等推進事業補助金について、下記のとおり事業が終了したため、要綱第13条の規定により、関係書類を添えて報告します。

会館名称	会館
会館所在地	富谷市
交付決定 通知書番号	令和 年 月 日 富谷市（総）指令 号
発注日又は契約日(※)	令和 年 月 日
工事完了日又は納品日	令和 年 月 日
整備費合計 (町内会支払い額)	円（税込）
補助金交付予定額	円

※ 発注日又は契約日は、交付決定後に正式契約・発注を行った日になります。

【添付資料確認】

<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>

- (1) 補助事業に係る請求書の写し
- (2) 前号の請求内訳が分かる資料（請求内訳書、契約書の写し等）
- (3) 第6条に規定する補助対象事業の完了がわかる写真

令和 年 月 日

富谷市長 あて

【申請者】

町内会名

代表者氏名

代表者住所 富谷市

電 話

補助金交付請求書

令和 年 月 日 富谷市（総）指令第 号 をもって交付決定のありました富谷市
町内会館LED改修等推進事業補助金について、要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

請求金額	円
------	---

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協	支店 出張所	
預金種別	普 通 ・ 当 座	口座番号 (右詰めで記入)	

様式第 8 号 (第 14 条関係)

富協第 号
令和 年 月 日

町内会名
代表者氏名 殿

富谷市長

富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付け富谷市 (総) 指令第 号で交付決定したこのことについて、補助金交付額を確定したため、要綱第 14 条第 1 項の規定により通知します。

記

町内会館 LED 改修等 推進事業補助金交付額	金 円
振込予定日	年 月 日

様式第 9 号（第 15 条第 2 項関係）

富協第 号
令和 年 月 日

町内会名
代表者氏名 殿

富谷市長

富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け富谷市（総）指令第 号で交付決定したこのことについて、補助金の
交付を取り消すこととしたため、要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

（取り消し理由）

様式第 10 号 (第 15 条第 3 項関係)

富協第 号
令和 年 月 日

町内会名
代表者氏名 殿

富谷市長

富谷市町内会館 LED 改修等推進事業補助金返還請求書

年 月 日付け富谷市 (総) 指令第 号で交付決定したこのことについて、要綱第 15 条第 3 項の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還理由
- 3 返還期限 年 月 日